様式第８号（第６条関係）

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金（Ｖ２Ｈ導入促進事業）

事業計画書

　飯田市長

申請者　住所　〒399-2431

飯田市川路

氏名　 印

電話番号

次のとおり、脱炭素先行地域づくり事業のうち、Ｖ２Ｈ導入促進事業を実施するので、飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第６条の規定による交付申請に係る事業計画を提出します。

１　補助金交付申請額

|  |
| --- |
| 円 |

※原則として、「（設置に要する費用の総額－他の補助金等の額）×２／３」（千円未満切捨て）。ただし、設置に要する費用が150万円を超える場合は100万円。

捨印欄

２　事業計画

(1) 事業内容

・設置場所

|  |  |
| --- | --- |
| 設置建物等の種別  ※該当するものにレ点を記入 | □新築建築物　□既存建築物　□その他（ ） |
| 設置建物等の所在地番 | 飯田市川路 |

・対象設備に関する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| メーカー名 |  | | 型式（注１） |  |
| 工事完了予定年月日 | | 令和 年　　月　　日 | | |
| 工事に要する費用の総額（一般…税込、事業者…税別）（注２） | | | | 円 |

注１　対象の設備は、再エネ発電設備による電気を蓄電する車両との接続により、住宅に給電するものに限ります。また、経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（ＣＥＶ補助金）の対象として登録された設備に限ります。

注２　補助金交付の対象となる経費は、Ｖ２Ｈ本体、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、配線及び配線器具、その他付属機器並びに設置工事に要する経費に限ります。設備設置可否の調査、設備設置のための補強その他Ｖ２Ｈの設置に直接必要と認められない経費を除きます。

・接続する太陽光発電設備に関する事項（注３）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 既設・新設の別  ※該当するものにレ点を記入 | | | □既設または本補助金を活用せずに新規同時設置　※以下も記入してください。  □本補助金を活用して新設同時設置　※以下記入不要。 | | | | | | | |
| メーカー名 |  | | | | | 型番 | |  | | |
| パネル定格出力の合計値 | | | | kW | PCSの定格容量 | | | | kW | |
| 設置(予定)年月日 | | 年　　月　　日 | | | | | FIT・FIP認定の有無  ※該当するものにレ点を記入 | | | □あり　□なし |

注３　太陽光発電設備が全量売電を行っている場合は、補助の対象となりません。

・接続する電気自動車等（注４）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 車両の導入状況の別  ※該当するものにレ点を記入 | | □導入済または本補助金を活用せずに新規同時導入　※以下も記入してください。  □本補助金を活用して同時購入　※以下記入不要。 | | | | | | | |
| 車両の仕様  ※該当するものにレ点を記入 | | □ＥＶ（電気自動車）　□ＰＨＥＶ（プラグインハイブリッド自動車）  □ＦＣＥＶ（燃料電池自動車） | | | | | | | |
| メーカー名 |  | | | 車名 |  | | グレード | |  |
| バッテリー容量（注２） | | kWh | | | | 納車(予定)日 | | 令和 年　　月　　日 | |
| 購入に要する費用  (一般…税込、事業者…税別) | | | 円 | | | | | | |

注４　補助の対象となる設備は、再エネ発電設備で発電した電気を蓄電する車両に接続するものに限ります。

(2) 附属書類　※添付したものにレ点を記入

捨印欄

□費用の総額及び内訳がわかる書類

□２者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書

□設備の型番、性能等が掲載されたカタログ、ウェブページ等の写し

□＜接続先車両を既に保有している場合＞接続先車両に係る自動車検査証の写し

□＜接続先太陽光発電設備が系統連系している場合＞接続先の太陽光発電設備について、一般送配電事業者と系統連系していることがわかる書類

３　補助金交付条件への同意

補助金の交付申請に当たっては同要綱第７条第２項の規定により付される次の条件に同意します。

(1) 補助金を受領後、市長が本補助金の補助交付決定者へ個人のエネルギー使用量等に係る情報の開示を求めた場合は、速やかに無償でこれに応じること。

(2) 前号に掲げるもののほか、別に定めるガイドライン、国要綱及び国要領に沿った事業として実施すること。